

事業計画の概要を記載した書類

1 事業の全体計画（変更許可申請時
（例）

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「1事業の全体計画」の欄に「変更なし」とのみ記入。

- 府内の食品製造工場が発生する動植物性残渣を排出者指定の処分業者に運搬する。
- 府内の建設等工事現場が発生する建設系廃棄物を排出者指定の処分業者に運搬する。
- 適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。
- 石綿含有産業廃棄物は、排出事業者との委託契約により適正に収集運搬する。

2 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物

申請書第1面で、石綿含有産業廃棄物を「含む」に○をした場合、必ず記載して下さい。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状 (具体的な廃棄物の名称)	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	動植物性残渣	1 t / 月	豆かす	府内		排出者指定の産業廃棄物処分業者
2	廃プラスチック類	10 t / 月	建設等工 事発生 する建設 系廃棄物	府内		排出者指定の産業廃棄物処分業者
3	紙くず	3 t / 月		同上		運搬する廃棄物が、「動物系固形不要物」「動物の糞尿」「動物の死体」「処理するために処分したもの」「特別管理産業廃棄物」の場合は、具体的な処分業者の名称、所在地を記入して下さい。
4	木くず	20 t / 月		同上		
5	繊維くず	2 t / 月		同上		
6	ゴムくず	1 t / 月		同上		
7	金属くず	8 t / 月		同上		
8	ガラスくず	5 t / 月		同上		
9	がれき類	20 t / 月		同上		

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

※事業計画（別紙1）のほか、申請内容に疑義等の認められる場合には、当該疑義等について所要の質問や補正書類の提出を求めるほか、必要に応じて現地確認を行う等の対応を行うことがある点、予めご了承ください。審査の時点で、記入例によらずさらに具体的な名称、その他の資料の提出、現地の確認など求めることがあります。

※政令市に申請する際は、上記記入例によらず、具体的な排出者、処分業者の名称、所在地（番地まで）を明記して下さい。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	自動車登録番号	形式・寸法	車体の形状	最大積載量 (kg)	備考
1	大阪 12 あ 3456	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ 廃
2	大阪 34 い 5678	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・ 継 ・廃
3	大阪 36 う 7867	車検証のとおり	車検証のとおり	車検証のとおり	新・継・ 廃
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		大阪府〇〇市〇〇町・・・・			地図の添付を忘れないようにしてください。
駐車場の所在地		大阪府〇〇市〇〇町・・・・			
(2) その他の					
運搬容器等の名称		<ul style="list-style-type: none"> ・運搬する廃棄物の性状に適した容器を用意し、記入してください。 ・容器は原則として、写真の添付が必要です。 			
鉄製コンテナ		「がれき類」、「金属くず」の運搬		6 m ³	
オープンドラム缶		「動植物性残渣」の運搬		200ℓ	
(3) 積替え又は保管施設の概要					
直送の場合は記入不要です。					

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、「変更なし」とのみ記入。

○ 車両毎の用途

（例）

「動植物性残渣」・・・キャブオーバーで運搬

「建設系廃棄物」・・・ダンプで運搬

「がれき類」「金属くず」・・・コンテナ車で運搬

- ・車検証の備考欄に「土砂等以外のもとのする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉱さい」を運搬することはできません。
- ・塵芥車（パッカー車）で「がれき類」、「石綿含有産業廃棄物」を運搬することもできません。
- ・その他、P6を参照して下さい。

○ 飛散流出防止措置

シート掛け、その他容器転倒防止等を図る。

石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

○ 収集運搬業務を行う時間

（例）営業日：月～土曜日（8：00～16：00）

休業日：日曜日及び祝祭日

従業員数内訳

平成○年□月△日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	0人	3人 (1人)	0人	0人	8人

- ・「役員」の欄には、申請書第2面に記載した役員の人数を記載して下さい（監査役も役員です）。
- ・「使用人」の欄には、申請書第3面に記載した使用人の人数を記載して下さい。
- ・役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、（ ）書きで、その人数を記載して下さい。

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(例)

- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類は、シート掛けを行い飛散防止する。
- 動植物性残渣は、オープンドラム缶に収納し固定して運搬する。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別に区分して運搬する。

申請書第1面で、石綿含有産業廃棄物を「含む」に○をした場合、必ず記載してください。

特別管理産業廃棄物を運搬する場合は、その安全対策（腐敗、腐食、爆発性等）についても、必ず記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

直送の場合は、記入不要

**平成24年4月1日から、「別紙4」
は添付不要です。**

(3) その他 ※但し、直送に限る。

許可の更新申請の場合で、事業計画に変更のない場合には、
「(1) 運搬に際し講ずる措置」の欄に「変更なし」とのみ記入。

運搬車両の写真

自動車登録番号	和泉 150 の 7890	車体の形状	バン
前 面 写 真			
	側 面 写 真		
撮影		平成〇〇年〇〇月〇〇日	

不適切な車両写真の例

真正面・真横でないもの



不適切な車両写真の例

車体全体が撮影されていないもの



ナンバープレートが不明瞭なもの



荷台に積載物があるもの、荷台がシート等に覆われているもの、アオリで荷台の見えないものなど



運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鉄製コンテナ	用途	がれき類、金属くず
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			

	オープンドラム缶	用途	動植物性残渣
<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の全体が写るように撮影すること。 			
		撮影	○ 年 ○ 月 ○ 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	10,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	10,000 (車両2台 (ダンプ: 10t、4t))	
積替保管施設		
調	自己資金	5,000
	借入金	5,000
達	(借入先名)	〇〇銀行 〇〇支店 2,500
		〇〇銀行 〇〇支店 2,500
	その他	
方	増資	
法		
<p>申請時点において、すでに産業廃棄物の収集運搬を行うための資金、施設等を有している場合のみ、「無」に○をして下さい。 <u>「無」に○をした場合上記の項目は記入不要です。</u></p>		
備 考	事業開始又は継続に要する新たな資金の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	新たな資金を必要としない場合の理由	(例) 既に他業を営んでおり、申請する業を行うための資金等を有しているため。

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2件	5,000
有価証券			
未収入金	〇〇産業(株) 外	2件	200
売掛金	〇〇建設(株) 外	4件	100
受取手形	〇〇建設(株) 〇〇銀行	3件	200
土地	宅 地	3,000㎡	30,000
建物	事務所、車庫	1,000㎡	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	10,000
その他			
資 産 計			55,500
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店 外	2件	5,000
短期借入金	〇〇金庫〇〇支店	1件	1,000
未払金	〇〇産業(株) 外	3件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

誓 約 書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）施行令で定める使用人を含む。）は、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請書を提出する各所轄官庁
の長を記載してください。

平成 〇〇年 △△月 ××日

申請者 住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号
株式会社 大手前産業
氏 名 代表取締役 大 手 一 郎 ㊤